

平成20年度から適用される市・県民税に係る税制改正

所得税における住宅借入金等特別控除に係る経過措置

平成18年12月31日までに居住を開始され、所得税で住宅ローン控除の適用を受けている方で、税源移譲により、平成19年分以降の所得税における住宅ローン控除による減税額が減ってしまう場合は、市に申告することにより、その分が平成20年度以降の市民税・県民税で減額されます。

所得税と市民税・県民税をあわせて、今までどおりの住宅ローン減税を受けることができます。

※ 平成11～18年までの居住者（所得税における住宅借入金等特別控除適用者）が対象です。

なお、この住民税における住宅ローン控除の適用を受ける場合には、その年の3月15日までに、市役所へ申告書を提出していただく必要があります。また、所得税の確定申告書を提出する人につきましては、税務署を通して申告書を提出することとなります。

給与収入のみの人は、確定申告書を提出するかしないかで申告書の種類が変わります。①・②いずれかの方法で申告してください。また、給与所得以外の所得がある等で確定申告が必要な人は、②により申告してください。

① 年末調整を済ませた給与収入のみで確定申告書を提出しない人

例年どおり、前年末の年末調整の時期までに、所得税の「住宅借入金等特別控除申告書」を勤務先に提出してください。その後、勤務先より交付される源泉徴収票を添付し、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（給与収入のみを有しており確定申告書を提出しない納税者用）」を、その年の1月1日現在に居住する市区町村へ提出してください。

なお、毎年申告相談期間は（2月初旬～3月15日）大変込み合いますのでなるべく郵送もしくはお早めの提出をお願いいたします。

② 確定申告書を提出する人

確定申告時に「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（確定申告書を提出する納税者用）」を確定申告書と一緒に、税務署へ提出してください。

適用時期

この控除は、平成20年度分から平成28年度分までの個人住民税において適用されます。

対象となる人は、この期間、毎年この申告書を提出する必要があります。

住宅借入金等特別税額控除申告書の提出期間について

平成20年度税制改正により個人住民税から控除する住宅借入金等特別税額控除の制度の適用を受けるには、毎年度3月15日までに申告することが必要で、納税通知書が送達される前までに申告書が提出された場合に適用できる規定となっていますが、納税通知書が送達された後に申告書が提出された場合においても、市長がやむを得ない理由があると認めるときは適用を受けることができるようになりました。

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置（平成19年度住民税のみ適用で、平成20年7月に申告が必要）

税源移譲による制度改正では、平成19年度の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が上がった分は、平成19年分の所得税（平成19年中の所得で計算）で減額調整されます。

しかし、平成19年中の所得が大きく下がり、所得税が0円になってしまった場合、所得税で減額調整することができなくなります。このような平成18年中の所得と平成19年中の所得との変動に伴う負担増を調整す

るため、経過措置が設けられています。

税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置として、平成18年分の所得税は課税されるが、平成19年分の所得税が課税されない人で下記の①・②の条件を満たす人は、平成20年7月1日～平成20年7月31日までに、平成19年度個人住民税を課税している市町村(1月1日現在の住所所在地)に平成19年度分市町村民税・道府県民税減額申告書を申告することにより適用されます。

① 平成19年度

市民税・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）＞所得税との人的控除額の差の合計額

② 平成20年度

市民税・県民税の課税所得金額（申告分離課税分を除く）≤所得税との人的控除額の差の合計額

申告により適用された場合、平成19年度の合計課税所得金額について、税源移譲後の税率を適用し、調整控除を行った後の税額から、税源移譲前の税率を適用した税額を差し引いた額を減額します。

なお、既に納税済みの場合は還付又は充当されます。

申告先

平成19年度市民税・県民税を課税した市町村の税務課へ減額申告書を申告する。

※ 平成19年中に転出あるいは転入した人は、今お住まいの市町村ではなく平成19年1月1日に住んでいた市町村に申告となります。（郵送でも可）

必要書類等

- ・ 平成19年度市町村税・道府県税減額申告書
- ・ 認印
- ・ 口座番号のわかるもの

地震保険料控除制度の創設

損害保険料控除を改組し、地震保険料控除制度が創設されました。（所得税は19年分から、市民税・県民税は20年度から適用）市民税・県民税は、地震保険料の2分の1（上限25,000円）を所得控除します。また、経過措置として平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料について、従前どおり、損害保険料控除を適用することができます。（上限10,000円。ただし、地震保険料と経過措置の長期損害保険料控除を両方適用する場合には、上限25,000円）